

加古川市介護サービス事業者等の指導実施要綱

平成 19 年 6 月 28 日

福 祉 部 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法（以下「平成 18 年旧介護保険法」という。）第 23 条又は加古川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 1 月 6 日福祉部長決定）第 12 条の規定により居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）、訪問型サービス若しくは通所型サービスをいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る法第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者から提出させた保険給付等に関する文書等に基づき、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対して行う介護給付、予防給付及び第 1 号事業支給費（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求に関する指導について必要な事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険制度の運営支援を基本とし、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護給付等の適正化を図ることを目的とする。

(指導の対象)

第 2 条 指導の対象は、所在地又は開設の場所（以下「所在地等」という。）が本市にある又は所在地等が本市の区域外にあり本市が介護給付等を行

う事業者及び施設であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「介護サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者
- (2) 法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）
- (3) 法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）
- (4) 法第 48 条第 1 項第 1 号に規定する指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者
- (5) 法第 48 条第 1 項第 2 号に規定する介護老人保健施設の開設者、指定介護老人保健施設の管理者若しくは医師その他の従業者
- (6) 法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する介護医療院の開設者、介護医療院の管理者若しくは医師その他の従業者
- (7) 平成 18 年旧介護保険法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者
- (8) 法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者
- (9) 法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）
- (10) 法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）
- (11) 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者（以下「指定事業者等」という。）
- (12) 法第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者若しくは当該事業所の

従業者

(指導の方針)

第3条 指導は、以下の各号の基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬等の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (2) 加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）及び加古川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年規則第17号）
- (3) 加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第33号）及び加古川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成30年規則第14号）
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）
- (6) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生省令第5号）
- (7) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）
- (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）
- (9) 加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）及び加古川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営

並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成 25 年規則第 18 号）

(10) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生省令第 37 号）

(11) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

(12) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）

(13) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）

(14) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生省告示第 126 号）

(15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生省告示第 127 号）

(16) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生省告示第 128 号）

(17) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生省告示第 129 号）

(18) 加古川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 1 月 6 日福祉部長決定）及び加古川市生活援助型訪問サービス及びトレーニング型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 1 月 6 日福祉部長決定）

(19) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生省告示第 93 号）

(20) その他市長が必要と認める事項
（指導の形態）

第 4 条 市長は、集団指導及び運営指導の方法により指導を実施する。

2 集団指導は、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等、指定介護予防支援事業者等、

者等及び指定事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導必要な指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

3 運営指導は、次の各号の内容について、原則、実地に行い、市長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣又は県知事等と合同で行うものを「合同指導」とする。ただし、各号の実施については、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

(1) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。)に関する指導

(2) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導(次号に関するものを除く。)

(3) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

4 運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護サービス事業者等について行い、居宅サービス(居住系サービスに限る。)、地域密着型サービス(居住系サービス又は施設系サービスに限る。)又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

5 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護サービス事業者等による自己点検を励行するものとし、第3項第1号及び第2号については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目(以下「確認項目」という。)及び標準的な確認すべき文書(以下「確認文書」という。)に基づき実施し、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については、別に定める。ただし、運営指導(第3項第1号及び第2号に限る。)においては、確認項目以外の項目は、

特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

(指導対象の選定)

第5条 指導は、全ての介護サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導は、市長が指定権限をもつ全ての介護サービス事業者等を対象に行い、その指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護サービス事業者等を対象として別途実施する等より一層内容の理解が図られるよう努める。

(2) 運営指導は、「一般指導」又は「合同指導」で実施し、一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案の上、原則毎年度、計画的に実施できるよう介護サービス事業者等を選定し、合同指導は、一般指導の対象とした介護サービス事業者等の中から選定する。

2 市長は、兵庫県知事及び他保険者(以下「関係機関」という。)と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(集団指導の方法等)

第6条 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護サービス事業者等に対して原則として2月前までに通知する。

2 実施に当たっては、介護サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等工夫するとともに、実施体制等により単独での実施が困難な場合は、合同指導で実施することを検討する。

3 集団指導に参加しなかった介護サービス事業者等には、使用した資料を送付する等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

4 集団指導を実施した場合、兵庫県知事に対し、使用した資料を送付する等情報提供に努める。

(運営指導の方法等)

第7条 市長は、運営指導の対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護サービス事業者等に原則として1月前までに通知する。ただし、指導対象となる介護サービス事業者等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護サービス事業者等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 介護サービス事業者等の出席者
- (5) 準備すべき書類等
- (6) 当日の進め方、流れ等(実施する運営指導の形態、スケジュール等)
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。ただし、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容(最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、活用にあたっては、介護サービス事業者等の過度な負担とならないように十分に配慮する。

3 運営指導にあたっては次の号に掲げる内容に留意するものとする。

- (1) 市長は、運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護サービス事業者等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護サービス事業者等と市双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。
- (2) 同一所在地や近隣に所在する介護サービス事業者等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

- (3) 老人福祉法及び介護保険法に基づく監査との合同実施については、介護サービス事業者等の状況も踏まえた上で、自治体間で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。
 - (4) 市長は、運営指導において準備する文書について、原則、前年度から直近の実績に係るものに限定するとともに、介護サービス事業者等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、市長がすでに保有している文書(新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等)については再提出を求めない。
 - (5) 市長は、介護サービス事業者等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出を求めない。
 - (6) 利用者へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。
- 4 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨の通知を行う。
- 5 介護サービス事業者等に対して、文書により通知した事項については、文書により報告を求める。

(監査への変更)

第8条 市長は、運営指導の実施中に、次に掲げる状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに、加古川市介護サービス事業者等の監査実施要綱に定めるところにより、監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑

いがあると認められる場合

- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
(行政上の措置)

第9条 市長は、指導の実施及び指導後の措置等について、関係機関と必要な情報交換を行う等連携に努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。